



「道路交通法の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行されます。

自転車の交通違反に

令和8年4月1日から

青切符導入!!!

取締りの対象年齢は16歳以上となります



携帯電話の使用等（保持）

反則金 1万 2,000 円



遮断機踏切立ち入り

反則金 7,000 円



車道の右側通行

反則金 6,000 円



信号無視（赤色等）

反則金 6,000 円



一時不停止

反則金 5,000 円



二人乗り

反則金 3,000 円

これらは主な交通違反です。
ほかにも、無灯火、並進などの違反も取締りの対象になるので、気をつければよ～

神崎市 防災危機管理課

